

令和7年度花咲線利用促進PR業務委託 仕様書

1 業務名

花咲線利用促進PR業務

2 業務の目的

花咲線は、JR北海道が公表した「単独では維持することが困難な線区」の一つであるが、北方領土隣接地域と道央圏を結ぶ唯一の鉄路として、人的・物的交流を支える国策上重要な位置づけにあり、通学や通院など沿線地域住民の安全安心な生活を守りながら、広域観光周遊ルートの形成に重要な役割を持つ路線である。

今後、花咲線沿線地域での人口減少も見込まれており、生活利用での利用客増加が見込めない中であって、「道外客、札幌圏をメインとした道内客、インバウンドによる観光利用」という線区特性を踏まえ、観光客での利用客を獲得することが重要である。

このため、平成30年度から『地球探索鉄道花咲線』として、「絶景」と「食」のブランド化を図り、花咲線自体の魅力を磨き上げ観光路線としての価値を高めつつ情報発信を行ってきたところであるが、時代の潮流に合致した形へと再構築するための施策を一体的かつ総合的に取組むことにより、花咲線ブランディングを再活性化することを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

4 業務内容

本業務は、『地球探索鉄道花咲線』として、「絶景」と「食」のブランド化を図り、5年以上にわたり情報発信を行ってきたが、意識や印象が希薄になってきたことから、花咲線ブランディングを再活性化するために効果的な事業内容を提案すること。

また、花咲線沿線全体を対象とし、情報発信にあたっては、国内及び国外に向けた効果的なターゲットを設定され、Web、SNSや市が使用可能な施設や観光関連イベント等での映出など、各種媒体を組み合わせで行えるよう事業内容を提案すること。

(1) Web サイト管理運営及び更新作業

平成30年度に製作した地球探索鉄道花咲線Webデザイン、システム、サーバー、ドメイン管理を含め適正に管理運営及び更新作業を実施すること。また、Webサイト再構築による新たなコンテンツを提案すること。

- ・ウェブサイト (URL : <https://www.hanasaki-line.com/>) の保守に係る一切の業務を行うものとする。
- ・保守管理経費及び運用・改修に係る経費については、本業務の積算金額に含むものとする。

(2) プロモーション動画制作

日本最東端の鉄路である『地球探索鉄道花咲線』のブランドイメージを再構築するため、PR動画を1本15分程度、2本以上制作するとともに、YouTube等での告知用ダイジェスト版動画を制作すること。また、インバウンド観光客への情報発信も想定し、多言語に対応すること。

- ・撮影の手配、撮影上必要となる許可申請などの手続き等は、受託者において行うこと。

- ・納品された映像の著作権は根室市に帰属する。また、成果品は根室市及び関係機関のウェブサイトや各種情報媒体、観光プロモーション等に随時使用、複製できるものとする。
- ・制作にあたり、第三者が権利を有する動画・画像等を使用する際には、成果品の使用用途をふまえ第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権利料の負担と責任は、全て受託者が負うこととする。
- ・PR動画の閲覧数を拡大するためのプロモーションを実施すること。

(3) 広告による情報発信

花咲線ブランディングを再活性化させるため、地球探索鉄道花咲線の持つ魅力が伝わるデザインのポスターを1種類以上作成すること。また、地球探索鉄道花咲線の認知拡大につなげるための広告宣伝施策（SNS 広告、全国紙、雑誌など）を提案すること。

- ・ポスターはB2サイズ、印刷部数は1種類500枚を想定する。
- ・納品されたポスターデザインの著作権は根室市に帰属する。また、成果品は根室市及び関係機関のウェブサイトや各種情報提供媒体、観光プロモーション等に随時使用、複製できるものとする。

(4) 花咲線沿線自治体との連携施策

地球探索鉄道花咲線の沿線自治体との連携を図ることが重要であることから、沿線住民や来訪者、観光客、鉄道ファンを巻き込んだ、花咲線に対する意識やモチベーションを向上させる企画を提案すること。

- ・令和7年秋頃を目途に、沿線自治体や関係機関・団体が一堂に会した事業発表会を実施すること。

(5) その他、花咲線の魅力を発信するプロモーションプラン

上記（1）から（4）に提示した内容のほか、SNSの活用など花咲線の魅力を発信するプロモーションに有効と思われることは自由に提案できること。

5 業務実施体制

- (1) 本業務の進捗を管理する総括責任者を1名配置すること。
- (2) 本業務の実施に係る担当者を1名以上配置すること。ただし、総括責任者との兼務は妨げない。
- (3) 受託者は、契約締結後、速やかに本業務の実施計画（実施体制表、事業計画、スケジュール表等）を作成し根室市へ提出すること。また、業務実施にあたっては、必要に応じて根室市と打ち合わせの場を設定し、随時検討協議することができること。

6 業務上の留意事項

(1) 受託者の義務

受託者は、本業務の遂行にあたり、根室市との間で適時に十分な打ち合わせを行い、作業の進捗を図るものとする。また、根室市担当者は、本業務の実施期間中、必要に応じて実施状況について報告を求めることができる。

(2) 再委託の制限

受託者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ、委託者の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。なお、第三者に業務の一部を委託した場合は、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先の

事業者については、可能な限り根室市内に住所を有する者の中から優先して選定するよう努めるものとする。

(3) 業務指示

業務実施にあたっては、関係法令、委託契約書及びこの仕様書を遵守するとともに、委託者と常に密接な連絡を取り、その指示に従うこと。

(4) 疑義

本仕様書において、明示なき事項又は疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議し、その指示に従うこと。

(5) 著作権等の許諾

この業務の遂行にあたり、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うこと。

(6) 秘密保持

受託者及び受託者が業務遂行のために雇用した者は、正当な理由がなく知り得た情報を第三者に漏洩、公言してはならない。

(7) 関係自治体や関係団体等との調整

必要に応じて、花咲線沿線の自治体や観光協会等の関係機関と情報共有・調整を図りながら業務を遂行すること。

7 成果品

(1) 実績報告書

受託者は、本業務の終了後、速やかに業務実施報告書（A 4 カラー 2 部及び電子データ）を提出すること。同報告書には、本業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付するほか、業務実施によって得られた各種データを活用した効果検証や今後の改善策の提案を含めた報告を行うこと。

また、業務実施報告書の作成後、市に対して内容の説明を行うこと。

(2) 納品形態

成果品については、その内容によって協議の上、必要な形式で納品を行うこと。

(3) 納品場所

根室市総合政策部総合政策室

8 成果品の帰属等

本業務の実施により生じた成果品（著作物）については、その著作権、所有権、その他の一切の権利は市に帰属するものとし、その二次利用（印刷物の増刷、市ホームページへの掲載、出版社、テレビ各局への素材としての提供等）及び再編集は、市において自由に実施できるものとする。ただし、第三者が著作権、所有権、その他の権利を有する素材を二次利用する場合は別途協議して定めるものとする。

9 個人情報の保護

受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）及び根室市個人情報保護法施行条例のほか、根室市個人情報保護法施行条例施行規則を遵守すること。

1 0 その他

- (1) 本業務の推進にあたり、実施内容を事前に協議するなど、市との緊密な連携の下、迅速かつ効率的、効果的な遂行を心掛けるものとする。
- (2) 仕様書にない事項、その他疑義が生じた場合には、その都度協議する。
- (3) 写真画像に関しては、独自に手配したもののほか、市所有の写真画像も使用可能とする。独自に手配した写真については、著作権・肖像権等について考慮することとする。
- (4) 公共施設等に対する取材の協力依頼及び調整については、原則受託者が行うこと、なお、取材に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。(撮影、取材に関しては受注者が代金を支払うこととし、取材先に無償の提供を求めないこと。)
- (5) 本業務の実施に当たり、受託者の責に帰すべき事由により、市または第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその賠償責任を負うものとする。
- (6) 受託者は本業務において知り得た情報について、他に漏洩または引用してはならない。なお、本契約が終了し、または解除された後も同様とする。
- (7) 受託者は本業務に関した、一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に実施するうえで必要と求められる場合にあっては、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

1 1 問合わせ先

〒087-8711 北海道根室市常盤町2丁目27番地

根室市総合政策部総合政策室

T E L : 0153-23-6111 (内戦 3381) F A X : 0153-24-8692

E-mail : sog_seisaku@city.nemuro.hokkaido.jp